

医第 2080 号
令和 4 年 8 月 9 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（公 印 省 略）

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について
（一部訂正）（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を
いただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 4 年 7 月 26 日付け医政地発 0726 第 1 号及び
医政産情企発 0726 第 1 号で、厚生労働省医政局地域医療計画課長及び同
省同局医薬産業振興・医療情報企画課長から通知がありました。

なお、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えま
す。

問合せ先

法人指導グループ 田邊

電 話 (045)210-1111 内線 4870

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

医政地発0726第1号
医政産情企発0726第1号
令和4年7月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について（一部訂正）

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の11の規定に基づき、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置（以下「安全管理体制確保措置」という。）については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）により通知し、その運用に当たっては、別添「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（令和3年7月8日付け医政総発0708第1号・医政地発0708第1号・医政経発0708第2号厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長・経済課長連名通知。）により留意点を付してきたところである。

厚生労働省組織再編により、本通知を下記のとおり訂正する。

記

(訂正前)

第5 その他

第1及び第4についての不明点は、医政局総務課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局経済課に問い合わせること。

その他、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療計画課に問い合わせること。

(訂正後)

第5 その他

第1及び第4についての不明点、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療計画課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局医薬産業振興・医療情報企画課に問い合わせること。

電話番号：医政局地域医療計画課 03-6812-7836

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 03-3595-3409

以上